

令和2年度 幼保連携型認定こども園指導監査実施結果

指導監査対象	設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
社会福祉法人 東明福祉会	社会福祉法人 東明福祉会	令和3年1月28日 実地	法人 運営	理事会への出席について、理事会に2回以上連続で欠席している理事がいました。平成30年4月16日社援発0416第2号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について(指導監査ガイドライン)に基づき、当該理事が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認してください。	次期役員改選時に退任。 ※現在は改善済。
幼保連携型認定こども園 東明こども園			施設	棚の上のCDデッキ、保育室のピアノ、背の高い棚など転倒の恐れがあるものが各部屋に散見されました。平成28年3月31日雇況保発第0331第3号「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」に基づき、園全体を総点検して危険な箇所の転倒防止策を講じ、事故の発生防止に取り組んでください。	指摘された箇所を含め園全体の見直しを行う。新年度に向け、部屋の配置換えが予想されるので3月末に改めて見直しを行う予定。
社会福祉法人 新盛会	社会福祉法人 新盛会	令和3年2月2日 実地	法人 運営	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、議事録では各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項の規定に基づき、評議員会において理事又は監事を選任する議案を決議する際は、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨議事録に明記してください。	候補者ごとに決議を行った結果、選任された旨を議事録に明記するよう改善する。
幼保連携型認定こども園 にごりかわこども園			法人 運営	令和2年度の定時評議員会の開催について、理事会開催日から中13日で開催しています。社援発第0427第1号(最終改訂：令和2年9月11日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、定時評議員会開催日は理事会と中14日以上の間隔を確保してください。	今後は中14日以上の間隔を確保し、定時評議員会を開催するよう改善する。

令和2年度 幼保連携型認定こども園指導監査実施結果

指導監査対象	設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
<p>社会福祉法人 敬世会</p> <p>幼保連携型認定こども園 あがのこども園</p>	<p>社会福祉法人 敬世会</p>	<p>令和3年2月2日</p> <p>実地</p>	<p>法人 会計</p>	<p>計算書類の整合性について、資金収支計算書の予算欄の額と、理事会で承認された最終補正予算の額に不一致がありましたので、平成29年4月27日社援発0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(指導監査ガイドライン)に基づき、今後は適切に作成してください。</p>	<p>令和2年3月18日の議事録を修正し、資料添付しました。2次補正により最終補正予算額が一致しました。</p>
<p>社会福祉法人 麗生会</p> <p>幼保連携型認定こども園 いろはこども園</p>	<p>社会福祉法人 麗生会</p>	<p>令和3年2月4日</p> <p>実地</p>	<p>法人 運営</p>	<p>法人の目的及び事業の変更が、2週間を超えて登記されていました。組合等登記令第3条の規定に基づき、2週間以内に變更登記をしてください。</p>	<p>今後は、登記令をよく理解して登記を行います。</p>
<p>社会福祉法人 麗生会</p> <p>幼保連携型認定こども園 いろはこども園</p>	<p>社会福祉法人 麗生会</p>	<p>令和3年2月4日</p> <p>実地</p>	<p>法人 運営</p>	<p>理事会への出席について、理事会に2回以上連続で欠席している理事がいました。平成29年4月27日社援発0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(指導監査ガイドライン)に基づき、当該理事が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認してください。</p>	<p>今後は、全員出席できる日程で開催いたします。</p>

令和2年度 幼保連携型認定こども園指導監査実施結果

指導監査対象	設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
<p>社会福祉法人 愛和福祉会</p> <p>幼保連携型認定こども園 牡丹山ひかりこども園</p>	<p>社会福祉法人 愛和福祉会</p>	<p>令和3年2月4日</p> <p>実地</p>	<p>法人 運営</p>	<p>監事の理事会への出席について、令和元年度以降3回続けて欠席している監事がありました。社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条に基づき、監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べてください。</p>	<p>理事会開催日の決定について、さらに慎重に検討するとともに、理事監事の皆さんにも調整の上、出席していただけるよう働きかけていきます。</p>
			<p>法人 運営</p>	<p>定時評議員会の開催について、理事会開催日から中13日で開催しています。社援発第0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、定時評議員会開催日は理事会と中14日間以上の間隔を確保してください。</p>	<p>今年6月開催予定の定時評議員会開催日は、理事会から中14日以上開けて開催するスケジュールといたします。</p>
<p>社会福祉法人 こどものいえ</p> <p>幼保連携型認定こども園 こどものいえこども園</p>	<p>社会福祉法人 こどものいえ</p>	<p>令和3年2月5日</p> <p>実地</p>	<p>法人 会計</p>	<p>計算書類の整合性について、資金収支計算書の予算額と最終補正予算の事業活動支出額が一致しませんでした。厚生労働省発出「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(指導監査ガイドライン)」に基づき、最終補正予算額が資金収支計算書の予算額と一致するように作成してください。</p>	<p>一致するよう作成しました。</p>
			<p>法人 運営</p>	<p>定款について、令和2年6月に資産名の変更を評議員会で決議していますが、所轄庁へ定款変更の申請を行っていませんでした。社会福祉法第45条の36第2項及び社会福祉法施行規則第4条第1項に基づき、遅滞なく所轄庁へ定款変更の申請を行ってください。</p>	<p>定款変更申請しました。</p>

令和2年度 幼保連携型認定こども園指導監査実施結果

指導監査対象	設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
社会福祉法人 華桜会 幼保連携型認定こども園 はるまちこども園	社会福祉法人 華桜会	令和3年2月5日 実地	法人 運営	定款について、令和元年9月に評議員・役員報酬を評議員会で決議していますが、所轄庁へ定款変更の申請を行っていませんでした。社会福祉法第45条の36第2項及び社会福祉法施行規則第4条第1項に基づき、遅滞なく所轄庁へ定款変更の申請を行ってください。	R3定時評議員会にて決議し、定款変更申請します。
			法人 運営	監事の理事会への出席について、2回以上連続で欠席している監事がありました。社援発第0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、当該監事が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認して下さい。	日程調整を行い、連続で欠席することのないようにします。
			法人 運営	理事会の議事録について、理事長及び監事の署名または記名押印がないものがありました。定款第27条に基づき、適正に議事録を作成してください。	次回理事会から理事長および出席した監事の署名または記名押印を徹底します。
幼保連携型認定こども園 みなとこども園	社会福祉法人 愛和福祉会福祉会	令和3年2月9日 実施		指摘事項なし。	

令和2年度 幼保連携型認定こども園指導監査実施結果

指導監査対象		設置主体		指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
社会福祉法人	松海社会福祉事業協会	社会福祉法人	松海社会福祉事業協会	令和3年2月12日	法人 運営	監事の選任について、監事の選任議案を評議員会に提出する前に現監事2名から同意を得ていることが確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	同意書を作成する。
幼保連携型認定こども園	松の実第二こども園			実地	法人 運営	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14第5項の規定に基づき、決議に利害関係を有する者が含まれていないことを確認し、議事録に記録を残してください。	議事録に記載する。
社会福祉法人	みつばち福祉会	社会福祉法人	みつばち福祉会	令和3年2月16日	法人 運営	理事の中に施設の管理者(施設長)がいませんでした。社会福祉法第44条第4項第3号に基づき、施設の管理者(施設長)を選任するようにしてください。	理事任期満了の令和3年6月に施設長を選任します。
幼保連携型認定こども園	みつばちこども園			実地	法人 会計	計算書類の整合性について、資金収支計算書の予算欄の額と、理事会で承認された最終補正予算の額に不一致がありましたので、平成29年4月27日社援発0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(指導監査ガイドライン)に基づき、今後は適切に作成してください。	今後は計算書類との整合性を図っていきます。
					施設	「英語教室」について、保護者から上乘せ徴収の文書同意を得て実施していますが、講師が直接徴収金を受け取り、領収書を出しているとのことでした。施設事業として講師と契約している場合は、経理規程第24条に基づき、徴収金は直接支払いに充てず、金融機関に預け入れてください。(併せて、別添の保育課通知文書をご確認ください)	今後は徴収金を直接支払いに充てず、金融機関に預け入れます。

令和2年度 幼保連携型認定こども園指導監査実施結果

指導監査対象	設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
幼保連携型認定こども園 吉田こども園	社会福祉法人 ゆずり葉会	令和2年12月1日 実地	施設	人員配置について、最低基準を満たしていません。新潟市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例第46条に基づき、適正な人員配置を行ってください。	現在鋭意職員募集中であり、人材確保に努めています。中々厳しい環境ではありますが、成果も出ていますので、更に努めて可及的速やかに適正な人員配置を行います。